

## 石綿飛散防止対策の周知活動とりまとめ

これは、「STOP アスベストキックオフ宣言」に基づき、関係団体及び行政が令和2年11月から令和3年10月までに実施した石綿飛散防止対策に係る周知活動についてアンケートを実施し、その結果を取りまとめたものです。

関係団体の周知実績	
周知ビラの配布	約 2,200 枚
会合・研修会での周知	24 回、約 570 人
会報等への掲載	10 回、約 5,300 部
メールマガジンへの掲載	19 回、約 3,500 通
HPへの掲載	16 団体
■ご意見	
【その他の周知方法】	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務所にポスター等を掲示した。</li> <li>・セミナー周知依頼や周知ビラ配布依頼等があれば、都度会員へ通達した。</li> </ul>	
【周知の際に苦慮した点など】	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・法と条例の改正に係る周知において、石綿含有仕上塗材・下地調整塗材の撤去に関する工法等の説明に時間を要した。</li> <li>・法と条例の改正内容が広範多岐にわたるため、要点整理に苦慮した。</li> </ul>	

行政の周知実績	
周知ビラの配布	約 5,400 枚
会議・説明会での周知	3 回、約 62 人
広報紙等への掲載	3 回
HPへの掲載	13 府市町村
■ご意見	
【その他の周知方法】	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・解体パトロール時に解体事業者へチラシを配布した。</li> <li>・解体等工事に係る届出時に、窓口にて石綿飛散防止対策について周知した。</li> <li>・法と条例の改正内容について説明動画を配信した。</li> </ul>	
【周知の際に苦慮した点など】	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染拡大防止に係り、対面での説明会等の開催が難しい。</li> <li>・全庁通知やポータルサイトへの資料掲示では、どこまで知ってもらえているかの効果検証が難しい。</li> <li>・より多くの事業者に対して情報が届くよう、効率的な情報発信方法を検討する必要がある。</li> </ul>	

## 府民に対する取組み

- ・法及び条例の改正内容や府内一斉パトロールの結果、石綿飛散対策セミナーの開催結果等についてHPで掲載。
- ・自主防災組織リーダー育成研修にて、災害時における石綿対応について説明。
- ・法及び条例の改正内容に係る説明動画をYouTube（大阪府公式チャンネル）にて配信。

## 行政への意見

・チラシ等配布物を充実し、提供して欲しい。	14
・適宜、石綿関連の情報をメール配信してほしい。	21
・府の該当ホームページに団体のホームページからリンクすることは可能。	13
・府が開催する石綿に関するセミナーに担当者を参加させたい。	15
・業界団体・市町村において開催するセミナー等で府職員の講演等を希望する。	5
<b>■その他意見</b>	
・工事受注者だけでなく、発注者への周知・啓発が必要だと考える。	
・工事発注者・受注者、廃棄物処理業者等（業界団体を含む。）を対象に、映像コンテンツ（スマートフォン等で視聴できる動画）を配信・提供する手法が望ましいと考える。	
・一般府民向けの石綿に対する説明会を実施してはどうか。	
・建設部局など工事に係る他の窓口や解体時の助成金制度の相談に来られた方への周知。	
・分析会社の石綿分析結果の報告書と一緒に啓発パンフレット等を同封する。	

## 今後の周知活動について

- ・法、条例改正内容の周知。
- ・災害対策ビラ「災害時にアスベストを飛散させないために」の周知。  
（ビラの配布、HPへの掲載、広報誌、メールマガジン等の活用）
- ・石綿飛散防止対策セミナーの開催、関連する説明会等での講演。
- ・パンフレット、パネル等を活用した一般府民に向けた啓発。
- ・令和4年4月から施工される事前調査結果報告の情報をを用いた石綿パトロールによる施工業者へのパンフレット等の配布による周知啓発。

新型コロナウイルス感染症の影響により、会合や研修会等の開催が困難な状況にもかかわらず、周知・啓発に努めていただき、感謝申し上げます。

今後の周知活動については、上に示したような回答をいただいております。より多くの府民や事業者に必要な周知を行うため、各会員様の会報やチラシ、ウェブサイト等に掲載できるような情報等の提供について当会議として検討してまいります。